

議員提出議案第1号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

提出者

伊丹市議会議員 新政会 戸田 龍起

伊丹市議会議員 公明党 篠原 光宏

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司

伊丹市議会議員 創政会 新内 竜一郎

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹

伊丹市議会議員 齊藤 真治

伊丹市議会議員 小西 彦治

理由

新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済への影響が深刻化する状況を踏まえ、議員報酬の月額を減額する特例を定めるため。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第３９０号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（議員報酬の額の臨時特例）

3 令和２年７月１日から令和３年３月３１日までの間，議長，副議長及び議員の議員報酬の額は，第１条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

議長 月額 ６８４，０００円

副議長 月額 ６１３，７００円

議員 月額 ５５４，８００円

付 則

この条例は，令和２年７月１日から施行する。